

# 地域再生支援利子補給金制度活用のご案内

金融機関の融資の利子負担を軽減し、製造事業者における設備投資等を支援します。

本県の地域再生計画である「[『とやま未来創生』ものづくり産業活性化計画](#)」では、支援措置として「**地域再生支援利子補給金制度**」を定めております。本制度では、県内製造事業者が、国から指定された金融機関から資金を借り入れ、地域再生計画の目標達成に資する事業を行う場合、国が利子補給金を支給します。

## 「地域再生支援利子補給金制度」の概要

受付期間	年に5回程度集中受付期間あり。 ※相談は、内閣府地方創生推進事務局(利子補給担当)において随時受付
利子補給率	最大0.7%
支給期間	5年間
対象となる事業 【右の①～③全てを満たす事業】	<p>① 製造事業者が富山県内で実施する事業</p> <p>② 『『とやま未来創生』ものづくり産業活性化計画』の内容と合致する事業 (計画中の目標達成に貢献し、雇用の創出が見込まれる事業であること。)</p> <p>③ <a href="#">地方創生支援利子補給金交付要綱別表</a>に対象事業として掲げる次のいずれかの項目に合致する事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>企業その他の事業者が</li><li>独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した</li><li>新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、</li><li>地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業</li></ul></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><ul style="list-style-type: none"><li>企業その他の事業者が行う</li><li>新技術の研究開発及び</li><li>その成果の企業化等の事業であって、</li><li>地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業</li></ul></div>

## 問い合わせ先

【事業者様】⇒制度を活用できる金融機関までご連絡ください。

- |              |             |              |           |
|--------------|-------------|--------------|-----------|
| ①(株)日本政策投資銀行 | ⑤(株)北國銀行    | ⑨(株)商工組合中央金庫 | ⑬氷見伏木信用金庫 |
| ②(株)北陸銀行     | ⑥(株)みずほ銀行   | ⑩(株)福井銀行     | ⑭砺波信用金庫   |
| ③(株)富山銀行     | ⑦(株)三菱UFJ銀行 | ⑪高岡信用金庫      |           |
| ④(株)富山第一銀行   | ⑧(株)三井住友銀行  | ⑫富山信用金庫      |           |

### 【地域再生計画に関すること】

富山県商工労働部 成長産業推進室商工企画課 076-444-3243

・県HP <https://www.pref.toyama.jp/1301/sangyou/shoukougensetsu/shoukougyou/kj00003882.html>

### 【利子補給金制度に関すること】

内閣府地方創生推進事務局 利子補給担当 03-5510-2473

・内閣府HP <https://www.chisou.go.jp/tiiki/rishihokuyuu/index.html>

**制度活用を検討する事業があれば、受付期間に関わらず、県へお早めにご相談ください!!**